

「開示請求における権利の濫用についてのガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について

1 意見募集期間

令和4月1月31日（月曜日）から同年3月1日（火曜日）まで

2 提出意見の総数

9件

3 御意見と東京都の考え方

番号	御意見	東京都の考え方
1	<p>御意見</p> <p>開示請求の濫用ってなんですか？</p> <p>御意見の理由</p> <p>開示請求の権利の濫用って国民、都民の知る権利ですよ？それを開示請求の濫用なんて横暴だと思う。</p> <p>何度も同じような開示請求をするとあるが、職員の業務が負担になるなど業務が逼迫しているのであれば、人を増やせばよい。</p> <p>何度も同じようなとあるが、そもそも都が肝心なところを白塗りや黒塗りにして知りたいところを隠しているではないか。そう思うのなら白塗りや黒塗りにしないで開示してほしい。</p> <p>ということで開示請求における権利の濫用についてのガイドライン（案）には反対。</p>	<p>本ガイドラインは、情報公開審査会の答申において権利の濫用であると解された開示請求事例を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するために策定するものです。</p> <p>本ガイドライン策定後の運用に当たっては、開示請求権の行使を妨げることをしないよう十分に注意してまいります。</p>
2	<p>該当箇所</p> <p>全般</p> <p>意見内容</p> <p>「開示請求における権利の濫用についてのガイドライン」の制定を行うべきではない。</p>	<p>本ガイドラインは、情報公開審査会の答申において権利の濫用であると解された開示請求事例を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するため</p>

	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求における権利の濫用とされる事例の根本的な原因は、そもそも都の側から申請者への十分な情報提供が不十分であることであり、(例えば公文書の特定を容易にする仕組みが不足していることや、職員の対応が不案内であることなど)、まずはそれらの問題の解決を優先して取り組むべきである。 ・ 誹謗中傷行為等は、法的性質から考えても「権利の濫用」とは区別される事象であるため、誹謗中傷行為等に特に焦点を当てたガイドラインを別に作成すべきと思われる。 ・ 第一点の問題への対応が不十分なまま、「開示請求における権利の濫用についてのガイドライン」の制定を行った場合、都の側が当該ガイドラインを濫用的に利用して、申請者の知る権利を侵害する可能性を懸念せざるを得ない。 ・ そもそも都の情報公開請求への対応については、黒塗りどころか「白塗り」を行っていることが報道されるなど、市民社会においてその適切性には疑念を呈されているところであり、その中で(「権利の濫用」の中に誹謗中傷行為を含むといった適当ではない類型化をしつつ)このようなガイドライン制定を試みることは、都と市民社会の間の健全な関係を毀損するものではないかと思われる。 	<p>に策定するものです。</p> <p>本ガイドライン策定後の運用に当たっては、開示請求権の行使を妨げることのないよう十分に注意してまいります。</p> <p>なお、誹謗中傷等の行為については、開示請求時等において他の行為と併せて行われている状況があるため、事例として挙げています。</p>
<p>3</p>	<p>該当箇所</p> <p>開示請求における権利の濫用についてのガイドライン作成に当たっての留意点</p> <p>御意見</p> <p>権利濫用とする前に手軽にスマートフォンやパソコンで開示請求できるよう手作業を簡略化するIT化を進めてほしい。</p> <p>御意見の理由</p> <p>非正規雇用化や貧富の格差が進み欲求不満を抱えていられる方が多くいる。</p> <p>しかし、ややもすると、欲求不満を心の病にして職場や家庭内で解決しようとする問題がある。</p> <p>開示請求がたとえ対象外扱いと判断した場合でも統計的情報としてカウントできるようIT化を進められたら良いと思う。</p> <p>さらに開示請求をされた方に行政的情報提供されると良いと思う。</p>	<p>東京都では、これまで都政の透明性を高めるため、ICTを活用した情報提供・公表の拡充などに取り組んできました。</p> <p>今後も利便性の向上に努めてまいります。</p>

<p>4</p>	<p>御意見</p> <p>「黒塗り開示」を批判されると「白塗り開示」に変更するなど、都民を愚弄していると思えない対応である。情報公開条例に掲げる「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進」を真っ向から否定する対応をしておきながら、ガイドラインを設ける事自体が「都行政による公権力の濫用」である。</p> <p>「権利の濫用とされる請求事例」の1つに「開示請求の制度を利用し、又は自らの主張を行使させる手段として長時間にわたり自身の処遇、不平不満、苦情等について職員に執拗に説明を求める」とあるが、不当な対応をすれば批判／非難されるのは当然である。行政側の不当な対応を棚上げして市民による要求／苦情を「濫用」と扱うことこそ「都行政による公権力の濫用」ではないか。</p>	<p>本ガイドラインは、情報公開審査会の答申において権利の濫用であると解された開示請求事例を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するために策定するものです。</p> <p>本ガイドライン策定後の運用に当たっては、開示請求権の行使を妨げることはないよう十分に注意してまいります。</p>
<p>5</p>	<p>該当箇所</p> <p>4ページ、権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例</p> <p>御意見</p> <p>文書は市民の財産であり、東京都のさじ加減で開示するかどうかを決めて精査するものではない。</p> <p>極端事例をあげて開示請求そのものの間口を不当に狭めようとすることは市民に対する背信行為である。そもそも最初から全ての文書がわかりやすく分類され、開かれていれば、市民としても開示請求する手間がなくなる。</p>	<p>本ガイドラインは、情報公開審査会の答申において権利の濫用であると解された開示請求事例を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するために策定するものです。</p> <p>なお、東京都では、これまで都政の透明性を高めるため、ICTを活用した情報提供・公表の拡充などに取り組んできました。今後も利便性の向上に努めてまいります。</p>
<p>6-1</p>	<p>該当箇所 1</p> <p>別紙「権利の濫用と解される開示請求事例の類型と請求事例」</p> <p>第1項【請求事例】二つ目の○</p> <p>御意見 1</p> <p>「開示請求の内容が「～の理由・根拠」、「～の一切」等、対象公文書の特定が十分とは言えない抽象的又は包括的なものであり」を「開示請求者に公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供したにも関わらず開示請求する範囲が不当に広範囲であり」に変更されたい。</p> <p>理由 1</p> <p>開示請求者は、一般に行政事務に通じていないことから、開示請求に係る公文書を特定するた</p>	<p>本ガイドラインにおける別紙の請求事例は、情報公開審査会の答申で権利の濫用であると解された実際の開示請求事例を列挙したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>めに必要な事項を的確に記載することは困難である場合が多い。開示請求書の内容が「～の理由・根拠」、「～の一切」となることはごく自然であり、このような表現をガイドラインに記載することは不適切であるとする。</p>	
6-2	<p>該当箇所 2</p> <p>別紙「権利の濫用と解される開示請求事例の類型と請求事例」 第1項【請求事例】二つ目の○</p> <p>御意見 2</p> <p>「非開示決定（不存在）を出してもらうために請求をしている。」の削除</p> <p>理由 2</p> <p>開示請求者は「非開示決定（不存在）」との公文書の開示を受ける意思があると考えられる。そのため、本ガイドラインの対象としてそぐわない。</p>	
6-3	<p>該当箇所 3</p> <p>別紙「権利の濫用と解される開示請求事例の類型と請求事例」 第2項【請求事例】三つ目の○</p> <p>御意見 3</p> <p>「対応している職員に対し、」を「対応している職員に対し、その言動や態度に何ら問題がないにも関わらず、」と修正する。</p> <p>理由 3</p> <p>都職員の態度に問題があった場合、職員の言動を非難し、謝罪を求めるのは自然である。よって、ただし書をつけるべきである。</p>	
7-1	<p>該当箇所 1</p> <p>2ページ3、5ページ2</p> <p>御意見 1</p> <p>本ガイドライン（案）は、開示請求が悪であるとの印象操作を行っており、取り下げるべきである。</p> <p>理由 1</p> <ul style="list-style-type: none"> 「権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例」に列挙された例はいずれも、多くの人 	<p>本ガイドラインは、情報公開審査会の答申において権利の濫用であると解された開示請求事例を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するために策定するものです。</p> <p>本ガイドライン策定後の運用に当たっては、開示請求権の行使を妨げることのないよう十分に注意してまいります。</p>

	<p>が不法行為であると認識する暴言や嫌がらせを含んでいる。それらは犯罪として告発すればよいものである。あえてそれらを例示に加えることによって、開示請求は悪人のやることである、開示請求は悪であると印象操作をしているものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のような不法行為をもってして開示請求を行う一部の者のためだけに開示請求権そのものを制限しようとする本ガイドライン（案）は、国民の知る権利、開示請求権を大幅に制限するものであり、また日本国憲法が保障する人権を侵害するものである。 ・ 例示は、実際に行われた事案の類型化とのことであるが、類型に際し先述のような主観・恣意を挟んでいることから、その類型化自体に疑念を持たざるを得ず、またその類型をもとに意見を求めるものであるから、当然集められる意見も偏るおそれがある。そして、そのような主観を持つ職員により恣意的に運用されるおそれがある。 	
<p>7-2</p>	<p>該当箇所 2 3ページ4、5ページ1</p> <p>御意見 2 本ガイドライン（案）は、開示請求の結果開示文書が大量になることが悪であるとの印象操作を行っており、取り下げるべきである。</p> <p>理由 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求の対象公文書が著しく大量である場合も開示請求を制限する案となっているが、既にある特例延長というルールで対応可能である。また、もし明らかな業務妨害であれば告発すればよい。 ・ 開示請求において、開示対象の記載方法について、「〇〇に係る～の一切」等の記述を、「対象公文書の特定が十分とは言えない抽象的又は包括的なもの」としているが、そもそも市民と行政との間には情報の非対称性が存在している。 どういうことかという、開示対象の公文書の情報がつぶさに公開されているわけでもなく、また分類名から内容を推察することも簡単ではなく、さらに、ある1つの施策に対して複数の分類にまたがるケースもあり、請求を行う市民側がいかなる公文書があるか、それが自分の欲しい文書であるかをすべて推察し請求するのは困難を極める。一方、行政側は意図をもって文書を作成し分類し保存しているから、どこにどのような文書があるかの特定に有利であ 	<p>本ガイドライン（案）に記載のとおり、著しく大量な開示請求が直ちに権利の濫用に該当するわけではありません。</p> <p>また、「～の理由・根拠」、「～の一切」等の記述については、実際の開示請求事例として列挙したものとなりますが、開示請求においては、必要な公文書が特定されるよう条例に基づき適切に対応してまいります。</p>

	<p>る。</p> <p>当然事前相談も可能であるが、事前相談するのも、「〇〇に係る～の一切」と書かれて公文書を検索するのも、手間は同じである。</p> <p>「〇〇に係る～」と記載されているだけでも、一定程度限定をしており、請求する側も少ない情報で得たい文書をヒットさせるために最大限努力しているのである。</p>	
7-3	<p>該当箇所 3</p> <p>全般</p> <p>御意見・理由 3</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都は、2021年にいわゆる「黒塗り」「のり弁」に加えて、紙の地色でマスキングするいわゆる「白塗り」を始めた。「非開示部分」という表示がされるものの、都議会の審議を経ることなく内規の改正のみで対応しているため、その表示もこれからは行われるとは限らず、今なされている表示がなくなってしまったら、その欄に記載があったか元から記載がなかったかすら判別がつかなくなってしまう。そのような開示が行われると、開示を受けた側はその写しを正当に判断することができなくなり、公文書の信頼性が損なわれることに繋がるため、即刻改めるべきである。 東京都は国内最大の地方自治体であり、東京都の決定は他地方自治体への影響度が大きいことから、このような運用方針については、より慎重に検討されるべきである。 	<p>情報公開制度の運用については、条例等に即して適正に対応してまいります。</p>
8-1	<p>該当箇所 1</p> <p>ガイドライン（案）の全趣旨に対する意見</p> <p>御意見の趣旨 1</p> <p>本件ガイドライン（案）は、取り下げられるべきである。</p> <p>理由 1</p> <p>本件ガイドライン（案）には、数々の不当な誘導が見られ、公文書として既に不適切・不当であると言わなければならない。すなわち、「権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例」に列挙された例は、いずれも不法行為であると多くの人が認識する、暴言や嫌がらせを後半に置くが、それはその嫌がらせ等の不法行為を犯罪とすればよいだけであるにもかかわらず、不法行</p>	<p>本ガイドラインは、情報公開審査会の答申において権利の濫用であると解された開示請求事例を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するために策定するものです。</p> <p>本ガイドライン策定後の運用に当たっては、開示請求権の行使を妨げることのないよう十分に注意してまいります。</p>

	<p>為と抱き合わせで述べられた行為全体があたかも「悪人のやること」であると印象付けようと企図していると思えない。例えば、次の記述がそうである。</p> <p>開示請求書の内容が「～の理由・根拠」、「～の一切」等、対象公文書の特定が十分とは言えない抽象的又は包括的なものであり、開示請求者に対し補正を要請した際、「文書のあるなしはどうでもよい」、「非開示決定（不存在）を出してもらうために請求をしている。」などと発言し、自己の主張が受け入れられない場合には、大声で実施機関の職員の説明を遮り、開示請求書を置いて立ち去る。</p> <p>この記述では、A「開示請求書の内容が『～の理由・根拠』、『～の一切』等、対象公文書の特定が十分とは言えない抽象的又は包括的なものである」ことがただちに権利濫用であるとは考えられないところ、B「自己の主張が受け入れられない場合には、大声で実施機関の職員の説明を遮り」と記述することによって、全体がBによる犯罪又は不当な行為であるかのように錯覚させている。かかる不当な誘導は、訴訟における証人尋問でも固く禁じられているところであり（刑事訴訟規則および民事訴訟規則）、情報公開を担当する公務員にしてかかる記述をなすこと自体、その不見識を厳しく糾弾せねばならない。日本国憲法が定める通り、公務員は全体の奉仕者である。にもかかわらず、一部の勢力のために開示請求権を抑制することは、憲法が保障する幸福追求権を侵害することはもちろん、公務員としての資質に欠けるものと言うほかない。</p> <p>よって、この一点のみにおいても本ガイドライン（案）は不当不法であるから、直ちに取下げられるべきである。</p>	
<p>8-2</p>	<p>該当箇所 2</p> <p>2ページ3に対する意見</p> <p>御意見の趣旨 2</p> <p>「別紙『権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例』（以下『別紙請求事例』という。）は、これまでの審査会答申において、『権利の濫用であると解し、請求を却下すべきである。』と判断された開示請求の内容及び態様等をもとに、類型化したものである。」との記載のうち、「…をもとに、類型化したもの」との部分を読む限り、類型化の際に不当な合成が行われた疑念を否定できないから、本ガイドライン（案）は取下げられるべきである。</p> <p>理由 2</p>	<p>本ガイドラインにおける請求事例は、情報公開審査会の答申で権利の濫用であると解された実際の開示請求事例を列挙したものです。</p>

	<p>当該記述によれば、「過去の審査会答申において…請求を却下すべきである」とされた例をそのまま提示したのではなく、「…をもとに、類型化した」ということであるから、そこには当然、類型化した者の恣意が介在したおそれがある。</p> <p>前項で指摘したように、本ガイドライン（案）では、権利濫用といえるかどうか争われる内容と、明らかに不法行為を構成する内容が混在しているが、類型化の際に、別個の事例を故意に混在させて類型化を行ったとすれば、それは不当な合成であって、訴訟において極めて厳しく制限される不当な行為である。</p> <p>よって、個別の実例（個人情報等は当然に除く。）を示すことなく、類型化した結果だけを提示して、自己の都合のよい結論をパブリックコメントを寄せる市民に書かせようとする行為は、極めて悪質であり、とうてい議論に値しないと云わねばならない。</p>	
<p>8-3</p>	<p>該当箇所 3</p> <p>2ページ（2）イに対する意見</p> <p>御意見の趣旨 3</p> <p>「開示請求者が行う開示請求が、権利の濫用に当たるか否かについては（中略）個別の事案ごと、慎重に判断するものとする。」との記述は、当然の内容であるが、にもかかわらず、本ガイドライン（案）を定める目的及び利益が不明であるから、本ガイドライン（案）は取り下げられるべきである。</p> <p>理由 3</p> <p>本来、「ガイドライン」は、あくまで参考となるものであって、これに拘束されるべきものではない。しかしながら、本邦においては、ひとたびガイドラインを定めると、ガイドラインが独り歩きを始め、それに思考も判断も拘束されてしまうケースが多々見られる。</p> <p>当該記述は、かかる当然の論理を述べたものであるが、それならば、なぜガイドラインの独り歩きのおそれを認識しながら、本ガイドラインを定める必要があるのかが半然としない。これは、本ページに限らず、本ガイドライン制定の目的が明確に記載されていない。「なぜいま定める必要があるか」の問いに対する答えが明記されていない以上、本ガイドライン（案）を拙速に定める必要はない。</p>	<p>8-1でお答えしたとおりです。</p>

<p>8-4</p>	<p>該当箇所 4</p> <p>3 ページ 4 に対する意見</p> <p>御意見の趣旨 4</p> <p>開示請求の対象公文書が著しく大量である場合にも、東京都情報公開条例第 12 条第 3 項に定める特例延長の制度がある以上、明らかに業務を妨害するものに対しては偽計業務妨害等による告訴告発をもって足りるから、ガイドラインを定める必要はない。</p> <p>理由 4</p> <p>本ガイドライン（案）も、「同項の規定により対応することが基本であって、著しく大量の開示請求が直ちに権利の濫用に該当するわけではない。」と認めているとおりであって、期限の定めのない特例延長を以てすれば、いかに著しく大量な公文書が該当する場合でも、実施機関として対応が可能である。</p> <p>また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）による国の情報公開制度においても、著しく大量な公文書が該当する場合は特例延長の制度によるほか、明らかに開示請求を逸脱する例に対しては、公文書の特定ができない、という理由によって補正を求めることになっており、特段「権利濫用」として却下することは行われていない。</p> <p>よって、本ガイドライン（案）により新たに制約を設けることは、開示請求権の不当な侵害を意図したものとしか考えられない。</p>	<p>8-1 でお答えしたとおりです。</p>
<p>8-5</p>	<p>該当箇所 5</p> <p>5 ページ「権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例」 1 に対する意見</p> <p>御意見の趣旨 5</p> <p>開示請求書において、「～の理由・根拠」「～の一切」等の記述を、直ちに「対象公文書の特定が十分とは言えない抽象的又は包括的なもの」と断定するのは、開示対象の公文書を特定する義務を市民に押しつけるものであり、市民の開示請求権を侵害するから不当である。よって、当該記述を前提事実とした本ガイドライン（案）は取り下げられるべきである。</p> <p>理由 5</p> <p>開示請求者が行う「〇〇に関する一切の文書」との記述は、「〇〇に関する」という修飾語によって限定されていることは、日本語話者であれば常識に属する。しかるに、「一切」という語</p>	<p>「～の理由・根拠」、「～の一切」等の記述については、実際の開示請求事例として列挙したものとなりますが、開示請求においては、必要な公文書が特定されるよう条例に基づき適切に対応してまいります。</p>

	<p>句があれば、直ちに「特定が不十分である」という解釈をなす行政機関が存在する事実があるところ、これは行政機関において改善を要することであり、開示請求者に対して要求してよい問題ではない。</p> <p>そもそも、開示請求を行う市民の側では、いかなる公文書が存在し、どれが自分の求める文書であるかを事前に判断することはほぼ不可能であるといつてよい。一方、行政機関の側では、日常的に定型文書を作成しており、しかも公文書として管理されているから、文書の特定ははるかに容易である。かかる非対称性を無視して、語句にのみとらわれて特定が不十分であると判断するのは、行政機関の怠慢に他ならない。</p> <p>また、東京都情報公開条例第6条第2項は、「実施機関は、前項の規定により行われた開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。」と定めているところ、本ガイドライン（案）において同条同項後段をあえて記載しなかったのは、条例に精通しているべき担当課として善管注意義務を怠ったとしか考えられない。</p>	
<p>8-6</p>	<p>該当箇所 6</p> <p>5ページ「権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例」2に対する意見</p> <p>御意見の趣旨 6</p> <p>明らかな犯罪行為を、「権利濫用」のカテゴリとして論じることは、議論をいたずらに混乱せしむることを企図したとしか考えられず、不当不法であるから、本ガイドライン（案）は取り下げられるべきである。</p> <p>理由 6</p> <p>例えば、以下の記述がある。</p> <p>対応した職員に対し「酔ってホームを歩かないほうが良い。」「身辺調査をしてやった。」等、開示請求とは無関係な脅迫的な言動がある。</p> <p>これは、開示請求とは全く関係ない。上記の文章でも「開示請求とは無関係」と認めているからこの点争いがあるべくもなく、開示請求の議論に織り込むこと自体が不当である。</p>	<p>誹謗中傷等の行為については、開示請求時等において他の行為と併せて行われている状況があるため、事例として挙げています。</p>

	<p>記載された職員に対する言動は、純粋に刑法犯、具体的には刑法第 222 条（脅迫）により告訴告発を行うべきである。なお、刑事訴訟法第 239 条第 2 項は公務員の告発義務を定めることに注意すべきである。</p> <p>よって、このような粗雑な論理によって、開示請求の権利濫用を論じることは不可能である。</p>	
<p>8-7</p>	<p>御意見：結論</p> <p>東京都は、遅くとも 2021 年には、いわゆる「黒塗り」に加えて、紙の色で不開示部分をマスキングする「白塗り」を導入した。現状では、「不開示部分」との記載があるとはいえ、しかし、このような重大な変更を、都議会の審議を経ることもなく、内規の改訂のみによって行い得た以上、「不開示部分」の記載を無くし、全く紙色と区別ができない状態にすることも、また行い得るであろう。民意を問うこと無しに、内部の検討だけで情報公開制度を弄ぶ行為は、東京都に対する市民の信頼を失墜させることはもちろん、市民の有する権利を侵害する重大な行為である。ここにおいて、公務員は、憲法及び地方公務員法に規定されるとおり、全体の奉仕者であるべきであって、不都合な事実を隠蔽しようとする一部の者の奉仕者であってはならないことは論を俟たない。もし仮に、かかる隠蔽に加担するために制度を弄ぶのであれば、それは地方公務員法第 30 条違反に当たるのは当然、同法第 33 条の信用失墜行為としても指弾されるべきである。</p> <p>本ガイドライン（案）も、「白塗り」と同じ危険性をはらんでいることは、権利濫用の名目によって開示請求権を制限しようとする本ガイドライン（案）の方向性を見れば明らかである。本ガイドライン（案）が、いかにその意図がないと否定してみても、その意図がないのであればなにゆえガイドラインを必要とするか、との問いには答えられまい。その答えを用意せずに、パブリック・コメントを募集する行為は、「アリバイ作り」との非難すら成り立つものである。</p> <p>実施機関たる東京都の責務は、情報公開をより開かれたもの、より使いやすいものにし、より広範囲の公文書を開示する方向を目指すことである。情報公開は、単に都民を受益者とするものではない。受益者は、日本国民にすら留まらず、国際社会の市民全体に及ぶ。このことは、東京都情報公開条例第 5 条が、「何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。」と定めていること、そして、現実には国際社会の要求も相俟って国の情報公開制度が進展してきたことから明らかである。本ガイドライン（案）は、こうした国際社会の要求に対しても背を向けるものである。</p>	<p>8-1 でお答えしたとおりです。</p>

	<p>よって、以上述べたように、本ガイドライン（案）は、多くの点で失当であり、かかる恥多き文書によってパブリック・コメントを求めること自体不当であるから、本ガイドライン（案）は取下げとすべきである。</p> <p>なお、開示請求を行う市民として付言するが、開示請求に対する不当な「却下」に対しては、常に不服審査請求ないしは行政訴訟を提起する用意があり、かつ、かかる不当な決定については、その全てを公開して世に問う準備があるから、実施機関に対しては、主権者として、本ガイドライン（案）がというような「却下」をなさないよう求めるものである。</p>	
<p>9-1</p>	<p>該当箇所 1 ガイドライン（案）の全ての文章</p> <p>御意見 1 賛成です。ガイドライン策定後、強制力をもって進めてください。 東京都職員さんが、いわゆるクレーム客にとっても苦労されていたと理解しました。これまでのお仕事に感謝します。</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
<p>9-2</p>	<p>該当箇所 2 ページ1 制定の趣旨（3）</p> <p>御意見 2 このガイドラインにおいて、東京都は、権利の濫用が見られる場合の客人に対して、退出を口頭で指示できる旨を追加することは可能ですか。 情報公開窓口を荒らす人は、他の都民にとって窓口業務が遅滞され迷惑でした。対応した都職員も何もできずに、見ていてとても可哀そうでした。</p>	<p>権利の濫用に当たるか否かについては、慎重に判断をする必要がありますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>9-3</p>	<p>該当箇所 3 ページ1 制定の趣旨（3）</p> <p>御意見 3 「権利の濫用であると解される」とする前に、東京都は、都民との対話（都民へ「権利の濫用に該当しますよ」と教示すること）は行わないのですか。 東京都は、請求してきた都民に対して、教示をしたうえで、「権利の濫用です」と示すといった2段階の窓口対応をするほうが、クレーム都民とはトラブルにならないような気がします。</p>	

<p>9-4</p>	<p>該当箇所 4 ページ1 制定の趣旨 (3) 御意見 4 東京都は、開示請求の受付保留ができる旨を追加したほうが良いと思います。可能ですか。 「権利の濫用であると解される」とする前に、東京都は手続として、開示請求の受付保留といった事務手続をするなど柔軟な対応ができないのはなぜですか。そもそも「(濫用と思われるのに) 受付」するからトラブルが発生しているのではないのでしょうか。</p>	<p>開示請求においては、条例等で定める開示請求書への必要事項の記載の有無等、形式要件に不備がない場合には受け付けることとしています。</p>
<p>9-5</p>	<p>該当箇所 5 ページ1 制定の趣旨 (1) 御意見 5 「都民の利便性の向上に努めてきたところである」ではなく、「デジタル化については遅れている」を追加してください。 現状では、情報開示に係る手数料の支払いは、窓口や金融機関だけです。都民にとって、コンビニ払い、電子決済、インターネット決済が可能な体制を東京都が整えた後、そのような表現を行うことが望ましいです。</p>	<p>原案のとおりといたしますが、今後も利便性の向上に努めてまいります。</p>
<p>9-6</p>	<p>該当箇所 6 ページ3 「4 開示請求に係る公文書が著しく大量である場合の取扱い」 御意見 6 分割請求や抽出請求による協力を要請するものとする、この箇所に、「都民は分割請求や抽出請求に協力する」と追記してください。 都民からの協力もあってこそ、情報公開条例が正しく運用されていくものだと思います。</p>	<p>本ガイドラインは、東京都情報公開条例の実施機関における取扱いを明確にするために定めたものであるため、原案のとおりといたします。</p>
<p>9-7</p>	<p>該当箇所 7 ページ4 別紙 御意見 7 類型の「1」「2」「3」については、表示が分かりにくいので、「類型1」「類型2」「類型3」と修正してください。</p>	<p>御意見のとおり、「類型1」「類型2」「類型3」に修正いたします。</p>

<p>9-8</p>	<p>該当箇所 8 ページ4、5 別紙 御意見 8</p> <ul style="list-style-type: none">・ 請求事例「○ 大声を出す」を一行追記してください。大声を出した時点で権利の濫用だとはっきり明示したほうがよいです。他の都民にとっても、大声を出すような開示請求者はとても迷惑です。・ 請求事例「○ なんだ、お前は」を追加してください。窓口にいる他都民にとっても、とても迷惑で、不適正な行為だと思います。・ 請求事例「バカ」「ボケ」に加えて、「ハゲ」「デブ」「クソ」「名刺をよこせ」を追加してください。・ ガイドラインにおいて、「悪態をついたら退去命令とする」といった明文化、ルール化をするほうが都民にとっても分かりやすいです。	<p>本ガイドラインにおける請求事例は、情報公開審査会の答申で権利の濫用であると解された実際の開示請求事例を列挙したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
------------	---	---

※ 御意見については、一部要約している箇所があります。